

**新川崎・創造のもりイノベーション拠点整備事業モニタリング等支援業務委託
公募型企画提案実施要領**

1 目的

新川崎・創造のもりイノベーション拠点整備事業モニタリング等支援業務委託の業者選定を行うにあたり、必要な事項を定めます。

2 公募概要

(1) 業務の名称

新川崎・創造のもりイノベーション拠点整備事業モニタリング等支援業務委託

(2) 業務委託内容（※詳細は別紙仕様書を参照）

ア 統括マネジメント業務計画書の確認支援

イ 統括マネジメント業務に関するモニタリング支援

ウ 設計業務（基本設計・実施設計）に関するモニタリング支援

エ 解体・撤去業務、建設業務に関するモニタリング支援

オ 事業遂行上の問題及び契約上の疑義発生時の対応支援

カ 事業の実施に係る法務面での支援

(3) 委託期間

契約締結日から令和12年3月29日まで

(4) 履行場所

川崎市幸区新川崎7番 他

(5) 事業規模概算額（参考金額）

総額 38,060,000円（消費税及び地方消費税含む）

初年度（令和8年度） 11,022,000円（消費税及び地方消費税含む）

2年度（令和9年度） 10,637,000円（消費税及び地方消費税含む）

3年度（令和10年度） 6,490,000円（消費税及び地方消費税含む）

4年度（令和11年度） 9,911,000円（消費税及び地方消費税含む）

(6) 選定方式

公募型企画提案方式による提案審査

提出書類の審査及びプレゼンテーション審査とします。複数の選定委員が、応募者から提出された応募書類によって審査を行い、採択を決定します。公募内容や応募資格に合致していない企画は選考対象外となります。

(7) 企画提案書類の提出期限

参加意向申出書受付：令和8年4月9日（月）～4月20日（月）

企画提案書の受付：令和8年4月27日（月）～5月8日（金）

3 参加者の資格要件

次の条件をすべて満たしていること。

(1) 本業務に関するノウハウと実績がある者

(2) 令和7・8年度川崎市業務委託有資格名簿において業種を「20 調査・測定」、種目を「99 その他の調査・測定」で登録申請している者。ただし、登録申請中であり、企画提案書審査委員

会時点で登録される見込みである者はこの限りではない。

- (3) 川崎市契約規則第2条の規定に基づく資格停止期間中でない者。
- (4) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立がなされていない者
又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされていない者。
- (6) 団体又はその代表者が市民税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者。
- (7) 川崎市暴力団排除条例（平成24年川崎市条例第5号）第7条に規定する暴力団員等、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有することのない者
- (8) 神奈川県暴力団排除条例（平成22年神奈川県条例第75条）第23条第1項又は第2項の規定に違反しない者。
- (9) 本事業における事業実施者の代表企業、構成員、協力企業及びこれらの企業の子会社又は親会社ではないこと。

4 公募のスケジュール

項目	日程
公募要領の公表	令和8年4月9日（木）
参加意向申出書の受付 企画提案に関する質問書の受付期間	令和8年4月9日（木） ～4月20日（月）15時まで
参加資格結果の確認通知 質問書回答	令和8年4月24日（金）
企画提案書の受付期間	令和8年4月27日（月） ～5月8日（金）15時まで
提案内容のヒアリング 企画提案書選定委員会	令和8年5月14日（木）（予定）
選定結果の通知	令和8年5月15日（金）（予定）
契約締結	令和8年5月下旬（予定）

5 公募型企画提案実施要領・仕様書等の公表

- (1) 公表方法
実施要領等は、市ホームページで公表します。
- (2) 公表日
令和8年4月6日（月）

6 担当部署

川崎市経済労働局イノベーション推進部 量子イノベーションパーク推進担当 鈴木
〒210-8570 神奈川県川崎市川崎区宮本町1番地 9階
電話（直通）：044-200-2407 FAX：044-200-3920
メールアドレス：28innova@city.kawasaki.jp

7 参加意向申出書の提出

この企画提案に参加を希望する者は、参加意向申出書を持参にて、「6 担当部署」に提出してください。

(1) 提出期限

令和8年4月20日（月）15時まで

(2) 提出書類

ア 参加意向申出書（様式第1号）

イ 企業概要（任意様式）

パンフレット等提案者の組織概要がわかるもの。

ウ 業務実施体制（様式第2号）

（ア）会社概要、業務実施体制及び同種・類似の業務実績を記載すること。なお、複数事業者で連携して事業を実施する場合は、代表会社について記入し、「本事業実施部門業務内容」の欄に協力会社名及び役割分担を記入すること。

（イ）職員数については、正社員及びそれに準ずる社員数を記載すること。

（ウ）同種の業務実績を官公庁、民間等を含めて記載すること。

8 確認通知の通知

参加意向申出書を提出した者（以下「応募者」という。）には、当該事業委託の参加資格の有無について確認を行った後、参加資格確認の結果通知を、川崎市競争入札参加資格審査申請時に登録している電子メールアドレスあてに通知します。

(1) 通知日

令和8年4月24日（金）

9 企画提案に関する質問及び回答

(1) 質問の提出方法

本件企画提案の実施内容に質問がある場合は、質問書（様式第3号）に質問内容を記入し、電子メールにより「6 担当部署」に提出してください。

※電話又は口頭による質問は受け付けません。

(2) 受付期限

令和8年4月20日（月）15時まで

(3) 回答日

令和8年4月24日（金）

(4) 回答方法

応募者全員に対して川崎市競争入札参加資格審査申請時に登録している電子メールアドレスあてに送付 ※類似の質問内容は、質問を統合し一括して回答します。

10 企画提案書の受付

企画提案書等を、電子メールにより「6 担当部署」に提出してください。

(1) 受付期限

令和8年5月8日（金）15時まで

(2) 提出書類

- ア 企画提案書（任意様式、A4 横版とし、表紙を除き 10 ページ以内）
- イ 見積書（任意書式）

(3) 記載事項

企画提案書には、取組姿勢、企画提案内容、業務フロー、実施体制、業務分担、担当者の経験・ノウハウ等、特定テーマについて、必ず記載してください。後述する提案内容の評価基準を参考に作成してください。また、資格を確認できる資料（資格者証の写し等）を併せて提出してください。見積書には、内訳を添付してください。

なお、特定テーマについては、次のとおりです。

【特定テーマ 1】

令和 12 年 3 月に開業予定という時間的制約がある中で、事業計画書等に定める事項を確実に履行させるための効率的・効果的な取り組みについてご提案ください。事業実施者から提出される書類確認や解体・建設工事における現場立ち会い等を漏れなく行うための手法、考え方、体制等をご提案ください。

【特定テーマ 2】

事業契約や事業計画書等に関する疑義、その他の変更及び不測の事態（事業契約に定めのない事項について市と事業実施者の間で疑義等生じた場合など）が生じた場合、早期に解決を図るための方策についてご提案ください。

【特定テーマ 3】

その他、業務実施にあたり想定される課題とその解決方法及び、業務を適切に実施するための方策、支援、工夫等についてご提案ください。

11 提案書提出辞退書の受付

提案書提出を辞退する場合は、次の(1)に記載している期限までに、辞退届（様式第 4 号）を持参にて、「6 担当部署」へ提出してください。

(1) 受付期間

令和 8 年 5 月 8 日（金）15 時まで

12 提案内容のヒアリング及び企画提案書選定委員会

提案内容のヒアリング及び審査のため、川崎市経済労働局内に企画提案書選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設け、企画提案内容をプレゼンテーションしていただきます。選定委員会の委員が「13 評価基準」に基づき評価を行い、評価点の合計が最も高い者を本委託業務の受託予定者として選定します。

(1) 開催日

令和 8 年 5 月 14 日（木）（予定）

(2) 開催方法

オンライン

(3) 内容

選定委員会では、事前に提出されている企画提案書を委員に配布してありますので、持ち時間 15 分以内でプレゼンテーションを行っていただき、その後、選定委員会委員により約 15 分間の質疑応答を実施します。

(4) 会議の公開

選定委員会は、川崎市審議会等の公開に関する条例（平成11年3月19日第2号）第5条第3号に基づき、非公開とします。

(5) 注意点

ア 当日、資料等を追加することはできません。

イ 1応募者あたりの出席は、3名以内としてください。

ウ 原則、当該業務に携わると想定される担当者が出席し、説明してください。

13 評価基準

選定委員会では、次の評価項目と評価基準に沿って点数付けを行います。各委員は、各応募者からのプレゼンテーション及び質疑応答を経て、採点を行います。

(1) 基準点

基準点は、満点の6割以上とし、基準点を越えた応募者について適正と判断します。

(2) 最高評価点が同点となった場合の措置

採点の結果、最も高い総合点を獲得した応募者が複数（同点）の場合は、次の順で選定するものとします。

ア 評価項目の「4 特定テーマに対する提案」が最も高い点数の応募者を選定

イ 見積書の総額が最も安い応募者を選定

評価項目	評価基準	配点
1 業務体制	① 業務遂行に適切な実施体制を有しているか	20
2 取組意欲	① 業務の理解度、意欲などが高いか ② 積極的であり、前向きな提案がなされているか	15
3 提案内容	① 提案者の強みを活かした工夫（独創性）がみられるか ② 提案者の実績を活かした提案がなされているか	30
4 特定テーマに対する提案	① 特定テーマ1について提案が的確であり、実現性があるか ② 特定テーマ2について提案が的確であり、実現性があるか ③ 特定テーマ3について提案が的確であり、実現性があるか	25
5 見積	① 企画提案内容に対して、見積内容が妥当なものであるか	20

14 選定結果等の通知及び公表

提案内容のヒアリング及び選定委員会に参加する全ての応募者に対して、次のとおり選定結果を通知するとともに、市ホームページに公表します。

(1) 通知及び公表日

令和8年5月15日（金）（予定）

(2) 通知方法

川崎市競争入札参加資格審査申請時に登録している電子メールアドレスあてに送付

15 契約の手続等

本市と選定委員会で選定した受託予定者との間で仕様の再確認を行い、個別協議の上、契約を締結します。

(1) 契約保証金

ア 川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、免除とします。

イ 上記ア以外の場合は、契約金額の10パーセントを納付しなければなりません。

(2) 契約書作成の要否

作成するものとします。

16 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

ア 言語：日本語

イ 通貨：日本国通貨（円）

(2) 提出書類の取扱い

ア 各応募者から提出された書類等は、今回の評価・選定以外に提出者に無断で使用することはありません。

イ 提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。

ウ 提出書類の作成及び提出に関する一切の費用は、応募者の負担とします。

エ 提出書類の受領後、本市が必要であると判断した場合には、補足資料を求めることがあります。

オ 提出書類は、あくまでも本業務実施にあたっての知識、経験、熱意等を確認するために使用します。提出書類に記載されている内容は尊重しますが、そこに盛り込まれた提案の全てが契約に反映されるとは限りません。

カ 提出書類は、個人情報のほか、川崎市情報公開条例（平成13年3月29日条例第1号）第8条各号に掲げるものを除き、情報公開の対象となります。

(3) 無効及び失格となる応募者について

ア 提案書類の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合

イ 提出書類の内容に虚偽の記載がある場合

ウ 仕様書に適していない場合

エ 提出書類の提出後に、参加者の資格要件を満たさなくなった場合

オ 提案内容のヒアリング及び選定委員会に参加しなかった場合